2022年度春期

スーパーバイザー士筆記試験

2022年８月３日（水）実施

11:20～12:20

２．法律・労務管理

（該当講義　講義⑪．⑫．⑬）

答案作成上の注意

◇ 解答用紙の所定の欄に氏名を記入してください。
◇ 係りの合図があるまではこの表紙をあけないでください。
◇ 解答は解答用紙に記入してください。
◇ 試験時間は６０分です。
◇ 試験開始後３０分で退出できます。
◇ 退出される際には、出入口にいる事務局員に解答用紙を提出してください。
◇ 再入場はできません。

一般社団法人
日本フランチャイズチェーン協会

フランチャイズビジネスの法律知識

【問題１】配点 20 点（各１点）

次の文章のうち、正しいものには〇を間違っているものには×を記入してください。

1. 原則として、時間的に前の法律の方が、後に制定された法律よりも効力が強いものとされ、これを「前法は後法に優先する」という。
2. 国家や地方公共団体と私人の事柄に関する法律も、私人同士の事柄に関する法律も全て私法である。
3. 効力は、憲法、政令、法律、条例、省令の順に強く、とりわけ憲法は法令のなかで別格の効力の強さを有する。
4. 法令用語（例えば、「及び」や「並び」）や法律用語（例えば、「善意」という用語で、法律的には単に「知らないこと」であるが、日常用語的には、「他人のためを思う親切心」である）の特殊な意義を考慮するとしても、用語の通常の意味に従い、文章を文法に従って解釈することを類推解釈という。
5. 製品の欠陥についての責任を定めている製造物責任法は民法の特別法である。
6. 民法の三大原則とは、権利能力平等の原則、所有権絶対の原則及び契約自由（私的自治）の原則のことである。
7. 法的三段論法とは、大前提（法規範）と小前提（具体的事実）から結論を導き出す推論方法である。
8. 会社法上の会社は、合名会社・合資会社・合同会社（これら３つを併せて「持分会社」という）・株式会社・有限会社の５種類である。
9. 会社関係者以外の者が商業登記の登記事項証明書（登記簿謄本）を請求する場合には、正当な理由がなければ取得することができない。
10. 会社における業務執行に関しては相当の裁量・権限を有するものの、法的には会社の機関・取締役ではなく、重要な使用人（従業員）のことを執行役という。
11. 秘密管理性、有用性及び非公知性の３つの要件が満たされる場合に、ノウハウにつき営業秘密として保護することを定めている法律は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）である。
12. 中小小売商業振興法は、全てのフランチャイズにつき、加盟希望者に対する法定開示書面の交付及び説明を義務付けている。
13. フランチャイズ契約の性質として、フランチャイジーが商標及びノウハウの使用許諾（ライセンス）を受けるという意味で、売買的要素が認められる。
14. 法律・経営上の事項について双方の情報・知識力に格差があり、一方に偏在している情報・知識が他方当事者の契約締結の意思決定についての判断を左右するようなことになる場合でも、情報・知識を有さない者である加盟希望者に対する客観的・的確・正確・適正な情報を開示・提供すべき情報開示提供義務がフランチャイズ本部に課される。
15. 連帯保証契約とは、連帯保証人が主たる債務者と連帯して保証債務を負う保証をいうが、あくまでも保証人であるため、債権者は、主たる債務者への請求より前に、連帯保証人に請求をすることはできない。
16. フランチャイズ本部が、加盟者の募集に当たり、重要な事項について、十分な開示を行わず、又は虚偽若しくは誇大な開示を行い、これらにより、実際のフランチャイズ･システムの内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引する場合には、不公正な取引方法の一般指定の第８項（ぎまん的顧客誘引）に該当する。
17. フランチャイズにおける秘密保持義務規定は、フランチャイズ本部から提供されるノウハウの保護と商圏（顧客）の確保・保護のためのものとして定められることが多い。

18. フランチャイズ本部は、加盟希望者に対して、候補店舗の立地調査に基づく売上・収益予測に関する情報を必ず提供しなければならない。

19. 加盟店の店舗について、店舗の所有者（賃貸人）とフランチャイズ本部（賃借人）との間で賃貸借契約を締結した後、フランチャイズ本部（転貸人）と加盟者（転借人）との間で転貸借契約を締結するとき、店舗の所有者である賃貸人の承諾は不要である。

20. 信用購入あっせん契約とは、売主以外の第三者（信販会社、メーカー系クレジット会社、銀行等）が売主（クレジットカード加盟店）から商品を購入できるクレジットカード等を買主に交付し、買主がクレジットカード等を使って売主から商品を購入するときは、売主以外の第三者が売主に対し、その購入代金を買主の代わりに弁済（立替払）したうえで、買主からその購入代金をあらかじめ定められた時期までに受領する形態の取引のことをいう。

【問題２】配点 10 点（各 2 点）

各文章を完成させるため、（　　）内にあてはまる言葉を下記の語群から選択し、該当するア～ネの記号を解答欄に記入してください。

1. 納入業者（洋菓子店などの小売業者）が、販売業者（デパートなど）の名称及び営業統制の下、販売業者の店舗の一部に商品を搬入し、また管理して、消費者に対する商品販売を行うという形態を（　①　）という。この（　①　）の販売形態では、商品の所有権は、納入業者が販売業者の店舗に商品を搬入した時点では販売業者に移転しない。納入業者の従業員が販売業者の店舗において消費者に対して商品を販売した時点で、その商品の所有権は、納入業者から販売業者を経て消費者に移転する（販売業者が納入業者から仕入れたこととされ、販売業者から消費者に販売されたことになる）。売れ残った商品の所有権は、納入業者が有したままである。

2. 商標の機能として、（　②　）、（　③　）及び広告機能がある。商標を見れば、その商品やサービスの製造業者や販売業者がわかる機能を（　②　）、商標品を購入した者が、自分が買った商品やサービスが他の商標品と同じ品質のものだと期待できる機能を（　③　）、商品やサービスについてくり返し使用されるので、有効な広告となる機能を広告機能という。

3. フランチャイズ加盟者が店舗の什器・備品についてファイナンスリースを組むときの契約関係図

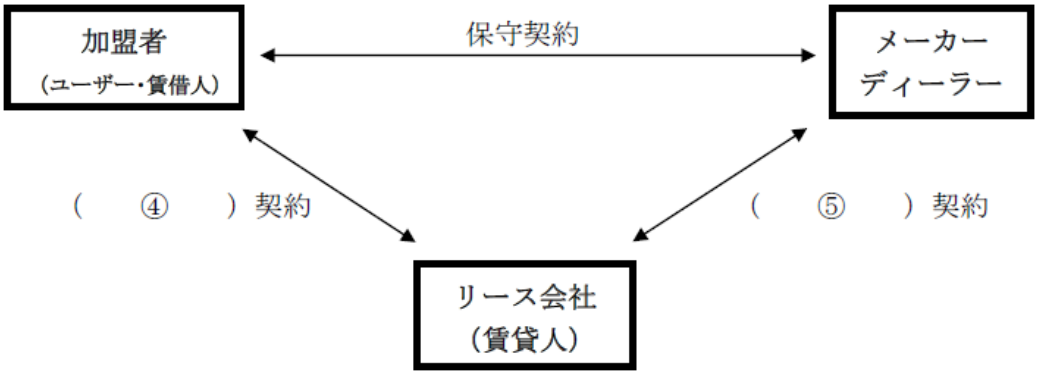

ア　分割支払	イ　委任	ウ　割賦販売
エ　出所判別機能	オ　品質同一機能	カ　出所表示機能
キ　販売委託（委託販売）	ク　使用貸借	ケ　品質保証機能
コ　リース	サ　消化仕入（売上仕入）	シ　営業委託
ス　商品判別機能	セ　商品識別機能	ソ　寄託
タ　賃貸借	チ　業務委託	ツ　請負
テ　消費寄託	ト　販売物件	ナ　レンタル物件
ニ　中古物件	ヌ　売買	ネ　立替払

フランチャイズ契約の基礎知識と法律問題

【問題３】配点 15 点（各 3 点）

以下の文章について正しいものは〇、誤っているものは×を解答用紙につけてください。

1　加盟金の法的性質はフランチャイザーからフランチャイジーに対する継続的指導の対価である。

2　多くのフランチャイズ契約書では一旦支払われた加盟金はフランチャイジーに返金されないと定められているが、過去の裁判例の中にはフランチャイザーに対し加盟金の一部の返金を命じたものもある。

3　フランチャイザーはフランチャイジーに対して必ずテリトリー権を保証しなければならない。

4　フランチャイザーがフランチャイジーに対して食材購入先を指定することは独占禁止法に反する。

5　コンビニエンスストアにおいてフランチャイザーのスーパーバイザーがフランチャイジーに対して販売期間の短い商品（デイリー商品）について見切り販売を制限することは独占禁止法に反しない

【問題４】配点 15 点（各 3 点）

以下の文章の（ A ）～（ E ）の中に、下記①～⑩の語群の中から正しい文言を補充しなさい。

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日に（ A ）が改正されました。本改正では、新たに「七（ B ）のうち、立地条件が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項」の開示が追加されました。

立地条件が類似する加盟店の収支に関する事項を開示する場合、本部は、以下の諸点に留意してください。

①　本部が開示義務を負うのは、あくまで本部が「（ C ）」フランチャイジーの収支に関する情報です。

②　開示するのは、あくまで（ D ）の収支に関する数値です。ですから、立地条件が類似すると判断される店舗が複数存在する場合、本部が定めた任意の基準を用いて複数の店舗を選定して開示することができます。

③　店舗の収支に関する事項は既存加盟者にとって重要な営業秘密なので、本部としては店舗が（ E ）ように工夫してください。

【語　群】

①　独占禁止法、②中小小売商業振興法施行規則、③加盟者の店舗、④直営店、⑤把握していない、 **⑥把握している、⑦実在する個別の店舗、⑧予測される架空の店舗、⑨特定されない、⑩特定する**

労務管理

【問題５】配点 10 点（各 2 点）

雇用契約に関する以下の記述で正しいものは〇、誤っているものは×を記入してください。

⑴有期雇用契約の場合、原則の雇用期間は最長 2 年、専門的知識を有する人・60 歳以上の場合の有期雇用契約については最長 4 年である。

⑵ 労働基準法第 15 条（労働条件の明示）では、労働契約を行う際に会社が労働者に対して明示すべき「絶対的明示事項」がある。絶対的明示事項とは、「労働契約の期間・就業場所・業務内容・始業／終業時刻・休憩時間・休日／休暇・賃金の計算方法／締日支払日・解雇を含む退職に関する事項」であり、有期雇用契約の場合は、「契約更新の有無・契約更新の判断基準・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」も必要である。

⑶同一労働同一賃金において、均衡待遇が同じ業務内容であれば同じ賃金を支払うものなのに対し、均等待遇は正規雇用労働者と非正規雇用労働者の業務内容に違いがあれば、違いに応じた賃金を支払うバランスを見る、という制度である。

⑷管理監督者は、労働基準法第 41 条において、時間外労働、休日労働、休憩、深夜労働についての条文が適用されない、経営者と一体的な立場にある者と規定されている。

⑸ 年次有給休暇の年 5 日の取得義務の対象になるのは、年で 10 日以上の年次有給休暇を付与される労働者が対象となる。

【問題６】配点 10 点（各 2 点）

特別条項付き時間外労働・休日労働に関する協定（以下、36 協定という）の内容に関し、空欄に入れるのにもっとも適切なものをア～クから選び、それぞれ記号を記入してください。なお、同じ選択肢が複数回該当する場合があります。

⑴特別条項付きの 36 協定を結ぶことで、1 年に【　A　】回まで上限を超えて働かせることができる。

⑵特別条項付きの 36 協定を結んだ場合、

・時間外労働は、年【　B　】時間以内

・時間外労働と休日労働をあわせて、月【　C　】時間未満

・2～【　D　】ヶ月の場合は、平均で【　E　】時間以内

ア　4	イ　6	ウ　45	エ　60	オ　80	カ　100	キ　360	ク　720

【問題７】配点 20 点（各 2 点）

割増手当と休憩時間について、空欄に入れるのにもっとも適切なものをア～クから選び、それぞれ記号を記入してください。なお、同じ選択肢が複数回該当する場合があります。

(1)労働時間が 1 日 8 時間、週 40 時間を超えた場合　→時給単価の【　A　】%以上
(2)所定休日労働を行った場合　→時給単価の【　B　】%以上
(3)法定休日労働を行った場合　→時給単価の【　C　】%以上
(4)深夜労働を行った場合　→時給単価の【　D　】%以上
(5)時間外労働＋深夜労働を行った場合　→時給単価の【　E　】%以上
(6)法定休日労働＋深夜労働を行った場合　→時給単価の【　F　】%以上
(7)所定労働時間 7 時間を超えて 1 時間残業した場合 →時給単価の【　G　】%
(8)労働時間が 6 時間以下の場合の休憩時間　→【　H　】分
(9)労働時間が 6 時間超 8 時間未満の場合の休憩時間 →【　I　】分以上
(10)労働時間が 8 時間超の場合の休憩時間　→【　J　】分以上

ア　0	イ　45	ウ　60	エ　100	オ　125	カ　135	キ　150	ク　160